

序章 計画の概要

第1節 計画策定の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律^{※1}に基づき、市町村は、その区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないとされている。

一般廃棄物処理計画は、図1に示すように一般廃棄物処理基本計画と一般廃棄物処理実施計画の2つの計画から構成され、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分がある^{※2}。

本計画は、南房総市（以下、「本市」という。）が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制やごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために、必要な基本的事項を定めるものである。

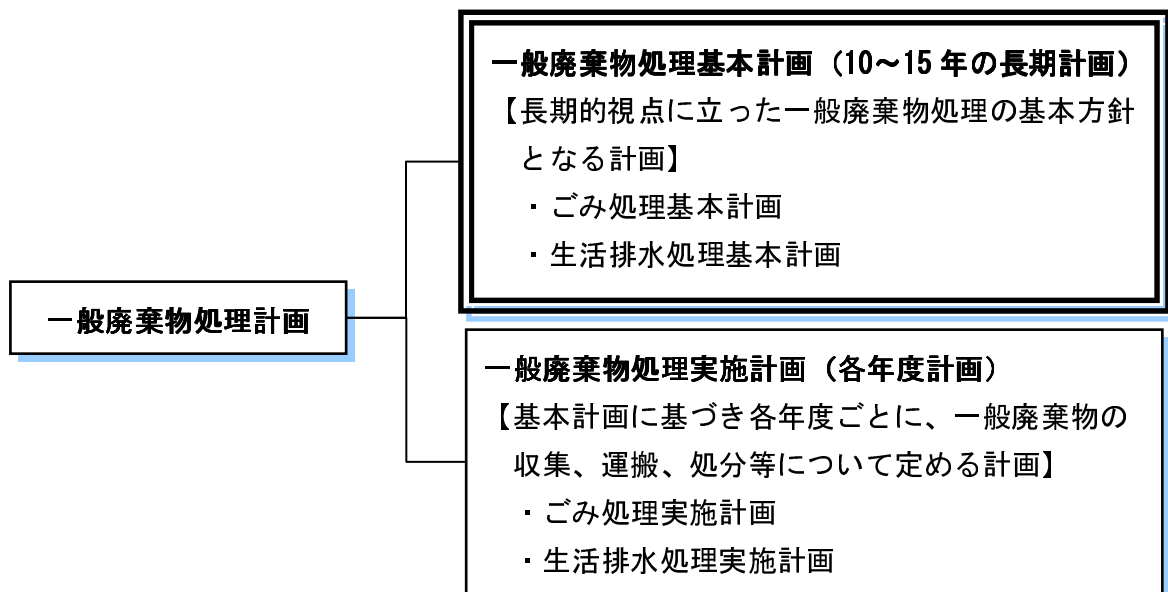


図1 一般廃棄物処理計画の構成

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

第6条第1項 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

第6条第2項 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号）

第1条の3 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

第2節 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理計画を作成する際には、上位計画や関連計画との整合を図るよう定めている^{※1}。

本市における上位計画としては、平成19年12月策定の「南房総市総合計画」があり、関連計画としては、千葉県が平成12年3月に策定した「ちば21ごみゼロプラン」があることから、本計画の策定においては、これらの計画と整合を図るものとする。

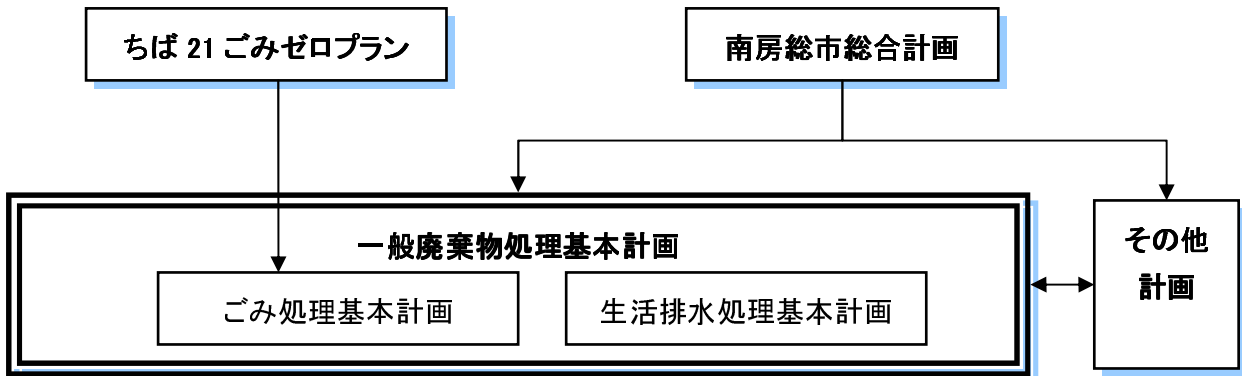


図2 計画の位置付け

第3節 計画期間

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」^{※2}に基づき、本計画の目標年度は、計画策定年度から15年後の平成34年度（2022年度）とし、5年後の平成24年度（2012年度）を中期目標年度とする。また、5年毎に見直しを行うほか、ごみを取り巻く諸条件に大きな変化があった場合も見直しを行うものとする。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
内容	計画策定年度					中期目標年度										計画目標年度

図3 計画期間

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

第6条第3項 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

第6条第4項 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

※2 「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（平成2年2月1日一部改正衛環第22号）

一般廃棄物処理基本計画の策定について、基本的事項として、計画は10～15年計画とするが、おおむね5年ごとに、または諸条件に大きな変動があった場合等、必要に応じて見直すこと。また、目標年次は原則として計画策定時より10～15年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けること。